



私たちの“思い”

「この街に住む方々が幸せに暮らしていただくために」

## YOUR Life Station

石鎚会 医療介護支援センター

(京都田辺記念病院内)

TEL : 0774-63-1112

### 医療法人社団 石鎚会

介護老人保健施設 やすらぎ苑

介護老人保健施設 定員 100 名・ショートステイ  
通所リハビリテーション ゆきわりそう 定員 30 名

TEL : 0774-62-7722

京田辺市同志社山手二丁目 2 番

### 社会福祉法人やすらぎ福祉会

特別養護老人ホーム やすらぎの杜

特別養護老人ホーム 90 床  
ショートステイ 20 床・デイサービス 20 名

TEL : 0774-68-5800

京田辺市同志社山手二丁目 1 番地 2

法人関連施設

訪問看護ステーションやすらぎ・訪問介護センターやすらぎ・サービス付き高齢者向け住宅 やすらぎの里 三山木

京都田辺中央病院・京都田辺記念病院・同志社山手病院

京都田辺中央病院 健康管理センター・京都田辺記念病院 透析医療センター

石丸医院・松井山手クリニック・三山木中央クリニック・やすらぎ保育園

京田辺市

# 介護保険 サービスガイドブック

2023年度版



## 介護保険の手続きをする窓口

京田辺市健康福祉部介護保険課

〒610-0393  
京田辺市田辺80番地

☎ 0774-64-1373  
FAX 0774-63-5777

## 介護予防や健康、福祉についての相談窓口

地域包括支援センター あんあん 市役所

〒610-0393  
京田辺市田辺80番地

☎ 0774-63-1268  
FAX 0774-63-5777

地域包括支援センター あんあん 常磐苑

〒610-0311  
京田辺市草内五ノ坪6番地

☎ 0774-68-1310  
FAX 0774-68-1360

地域包括支援センター あんあん 宝生苑

〒610-0343  
京田辺市大住内山7番地

☎ 0774-68-0705  
FAX 0774-68-2228

※京田辺市には、地域包括支援センターあんあんが3か所あります。

京田辺市 × 株式会社 サイネックス

介護保険の  
しくみ

在宅サービス

施設サービス

地域密着型  
サービス

利用者負担の軽減

市の保健・  
福祉サービス





いつまでも

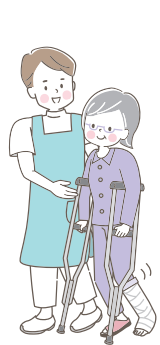
住み慣れた家 住み慣れたまちで  
自分らしく暮らすお手伝い



認知症対応型通所介護

## デイサービスみやまき

認知症の症状があり、日常生活に介助が必要な方にご利用いただく「地域密着型デイサービス」です。地域密着型認知症対応型通所介護とは、認知症があっても可能な限り住み慣れた地域で生活ができるよう、日常生活支援や機能訓練等必要な援助を行う日帰りの通所サービスです。



家庭的な雰囲気です。寝たきり予防  
楽しみながらリハビリをすすめます。

通所リハビリテーション(デイケア)

## あおぞら



「デイケアあおぞら」の歴史は長く、介護保険制度施行前の老人デイケアの頃より活動をしており、京田辺市を中心に、精華町・木津川市・井手町をはじめ、和束町・城陽市からもご利用いただいております。ここまでの長い歴史の中で昔から変わらず大切にしているのは「家庭的な雰囲気」です。ただにぎやかにするだけでなく、隣に座ってゆっくり会話をしたり、色々な相談をしたりと、利用者様同士だけでなく、職員との触れ合いも大切にしている時間として考えて、日々のケアに当たらせていただいております。



社会福祉法人 愛育会

## 特別養護老人ホーム セピアの園

〒610-0312 京田辺市飯岡南原41番地

セピアの園は、常に介護を必要とする方が自立して健康に快適に暮らせることを目標とする福祉サービスをおこなっています。また、ご自宅で介護する方のために日帰りや短期の入所サービスも実施するほか、高齢者の介護相談・ケアプランの作成など介護に関するあらゆる相談をお受けいたします。要介護3～5の認定を受けられ、在宅での介護が困難な方に入所していただき、主に食事、入浴排泄などの身のお世話や、レクリエーションなどのサービスを提供します。

特別養護老人ホーム セピアの園

TEL.0774-65-4881 FAX.0774-65-3841

セピアの園 京田辺市デイサービスセンター

TEL.0774-65-4882

セピアの園 京田辺市在宅介護支援センター

TEL.0774-65-4883



医療法人  
芳松会



# 田辺病院

TANABE HOSPITAL

〒610-0312 京田辺市飯岡南原55番地

TEL.0774-62-0817

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
内科・精神科 9:00～12:00	●	●	●	●	●	●	/
もの忘れ相談 13:00～16:00	/	●	●	/	/	/	/

※もの忘れ相談は予約制です。

あじさいのもりは、  
心の拠り所となるような安全な場所の提供や、  
ご家族様の精神的な負担の軽減、  
働くスタッフのライフスタイルに合わせて  
できる限り寄り添い  
“Quality Of Life”の向上を目指します。

小さい花びらが寄り集まって咲く  
あじさいのように、全ての利用者様が、  
自分らしい彩りある暮らしを実現できるよう  
お手伝いをさせていただきます。



## サービス付き高齢者向け住宅 あじさいのもり 京田辺

サービス付高齢者向け住宅内の  
訪問看護・訪問介護  
個人宅への在宅看護

どうしたらいいかわからない時はお気軽にご相談下さい。1人1人に合った最適なプランをご提案させていただきます。



〒610-0311 京田辺市草内西垣内10番地

☎ 0774-64-7080



# INDEX



## 介護保険のしくみ …… 2

- ▶ 介護保険制度のしくみ …… 2
- ▶ 申請の方法 …… 3
- ▶ 申請に必要な書類 …… 4
- ▶ 利用者負担 …… 5

## 在宅サービス …… 6

- ▶ 居宅介護支援 …… 6
- ▶ 訪問介護 …… 7
- ▶ 訪問入浴介護 …… 8
- ▶ 訪問看護 …… 8
- ▶ 訪問リハビリテーション …… 9
- ▶ 通所リハビリテーション …… 9
- ▶ 通所介護 …… 10
- ▶ 短期入所生活介護／短期入所療養介護 …… 11
- ▶ 居宅療養管理指導 …… 12
- ▶ 特定施設入居者生活介護 …… 14
- ▶ 福祉用具貸与 …… 14
- ▶ 特定福祉用具購入費の支給 …… 15
- ▶ 住宅改修費支給 …… 16

## 施設サービス …… 18

- ▶ 介護老人福祉施設 …… 18
- ▶ 介護老人保健施設 …… 18
- ▶ 介護療養型医療施設 …… 19
- ▶ 介護医療院 …… 19

## 地域密着型サービス …… 20

- ▶ 認知症対応型共同生活介護 …… 20
- ▶ 認知症対応型通所介護 …… 20
- ▶ 小規模多機能型居宅介護 …… 21
- ▶ 地域密着型通所介護 …… 21

## 利用者負担の軽減 …… 22

- ▶ 高額介護サービス費支給 …… 22
- ▶ 特定入所者介護(予防)サービス費支給 …… 23
- ▶ 低所得者負担軽減 …… 24

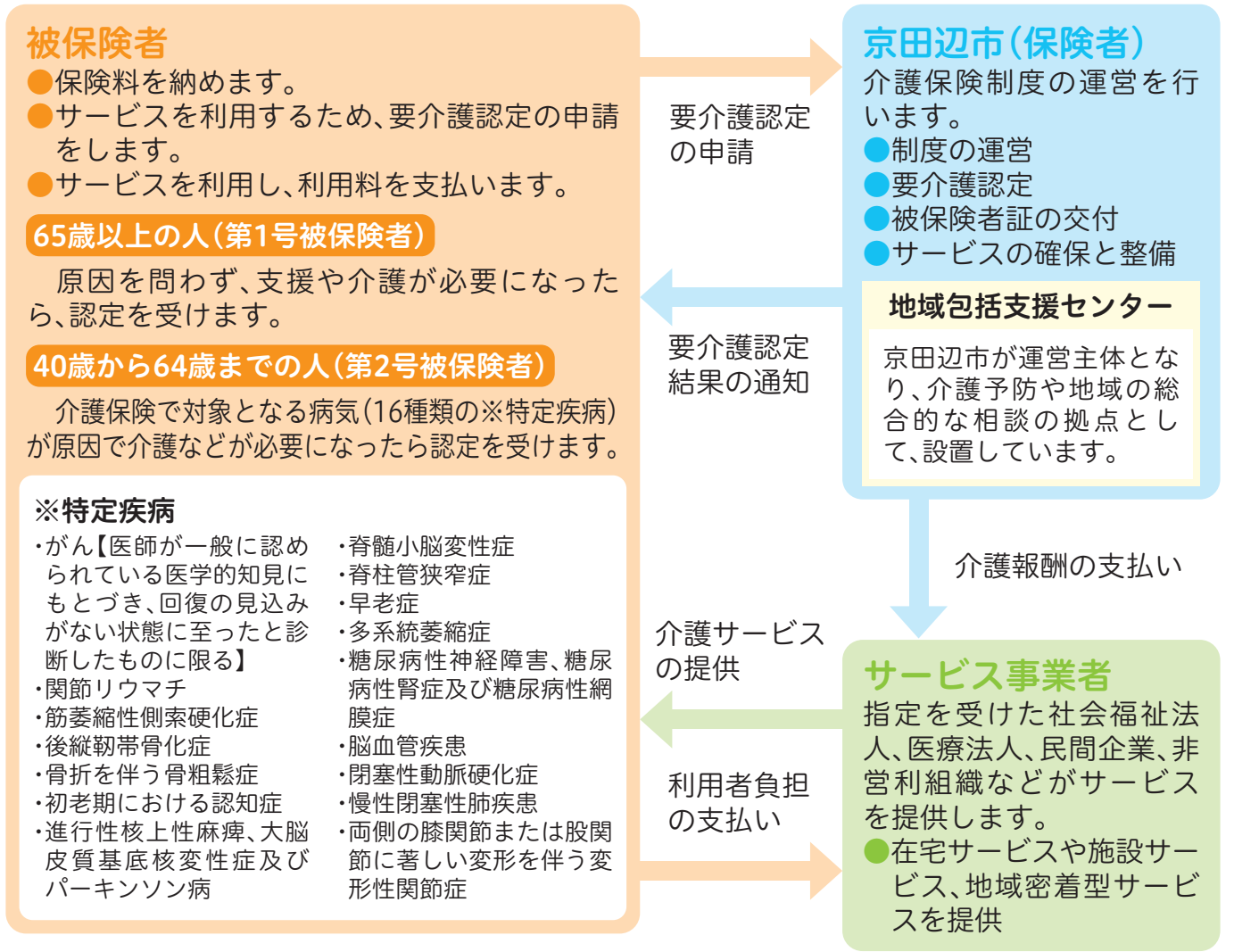
## 市の保健・福祉サービス …… 25

- ▶ 紙おむつの支給 …… 25
- ▶ 家族介護用品支給事業 …… 25
- ▶ 介護予防安心住まい推進事業費助成金  
支給事業／高齢者向け居住設備改善費  
補助金支給事業 …… 26
- ▶ 介護予防・日常生活支援総合事業について  
…… 28
- ▶ その他の保健・福祉サービス …… 29



# 介護保険制度のしくみ

介護保険制度の運営は、京田辺市が行います。加入対象者(加入者)は40歳以上のみなさんとなり、介護保険料をご負担いただき、介護が必要になったときは、社会全体で支えます。



(広告)

～皆様に信頼される薬局を目指して～

 <p><b>京寿薬局 本店</b></p> <p>営業時間 月～土 9時～20時 日 9時～17時</p> <p>京田辺市田辺中央六丁目3番地2 マジエステイ・セントラルビル1F</p> <p>電話:0774-64-2545 FAX:0774-64-2547</p>	 <p><b>京寿薬局 田辺西店</b></p> <p>営業時間 月～金 9時～18時 土 9時～15時 祝 9時～17時</p> <p>京田辺市田辺中央六丁目3番地5</p> <p>電話:0774-68-1818 FAX:0774-68-1919</p>	 <p><b>京寿薬局 興戸店</b></p> <p>営業時間 月～水・金・土 9時～15時</p> <p>京田辺市興戸北落延42番地1</p> <p>電話:0774-46-9555 FAX:0774-46-9666</p>	
 <p><b>京寿薬局 三山木店</b></p> <p>営業時間 月～金 9時～19時30分 土 9時～13時</p> <p>京田辺市三山木中央一丁目8番地4 サザンルネス三山木1F</p> <p>電話:0774-68-6677 FAX:0774-68-6678</p>	 <p><b>京寿薬局 寺田店</b></p> <p>営業時間 月～金 9時～18時</p> <p>城陽市寺田樋尻12-74</p> <p>電話:0774-58-2271 FAX:0774-58-2426</p>	<p><b>&lt;各店共通&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どこの医療機関の処方箋も受付</li> <li>・地域に密着したサービスを提供</li> <li>・薬剤師による在宅訪問</li> <li>・管理栄養士による食事相談(要予約)</li> <li>・FAX等で処方箋を受付して待ち時間の短縮</li> <li>・Wi-Fiを自由にご利用</li> </ul> <p><a href="https://www.keijyu.com/">https://www.keijyu.com/</a></p>	

**在宅訪問** 行なっております

**クローバー薬局**

**[本店]**

開局時間	月	火	水	木	金	土
9:00～20:00	○	○	○	▲	○	●

▲:17:00まで ●:13:00まで 定休日:日・祝  
〒610-0355 京田辺市山手西2-2-2  
TEL:0774-65-3700 FAX:0774-65-3730

**[東店]**

開局時間	月	火	水	木	金	土
9:00～19:30	○	○	○	▲	○	●

▲:17:00まで ●:12:30まで 定休日:日・祝  
〒610-0355 京田辺市山手西2-2-10 日東センタービル1F  
TEL:0774-94-6767 FAX:0774-94-6765

京田辺市 クローバー薬局

# 申請の方法

要介護認定を受けるには申請が必要です。

## 1. 申請

サービスを利用するには、介護保険課で申請手続きをします。居宅介護支援事業所や京田辺市地域包括支援センターあんあんで手続きの代行ができます。



## 2. 認定調査

介護保険課の認定調査員が訪問して、介護を必要とする人の心身の状況をお聞きします。

## 2. 主治医の意見書

かかりつけの医師に、医学的に見た状況などを意見書に書いてもらいます。

## 3. 一次判定(コンピュータ判定)

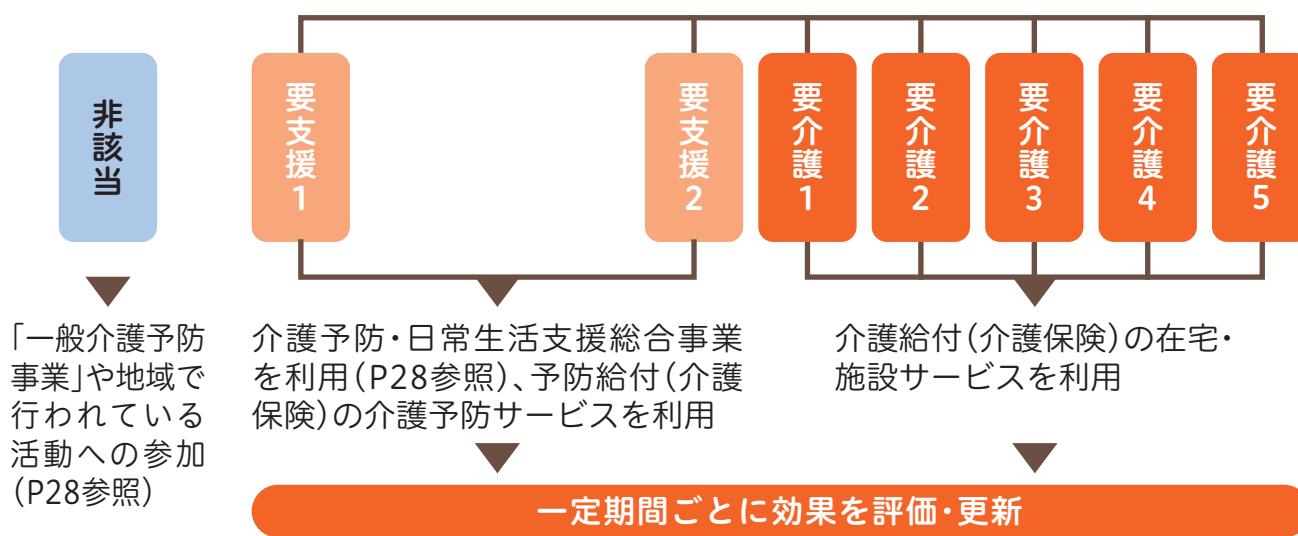
認定調査結果をコンピュータで分析し、要介護状態区分を導き出します。

## 4. 二次判定(介護認定審査会)

保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会により介護にかかる時間(手間)を総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



### 要介護状態区分



### ポイント

- 要介護状態区分は要支援1・2、要介護1～5の計7段階になります。

☑ 申請に必要な書類

窓口で提出していただく書類は次の通りです。

- 介護保険被保険者証(薄い紫色)  
65歳になった人に交付しています。  
40歳から64歳までの人は認定された人に交付しています。
- 要介護認定(要支援認定)申請書  
申請書は、介護保険課、京田辺市地域包括支援センターあんあん、  
居宅介護支援事業所にあります。
- 医療保険証(国民健康保険や社会保険など)



書類の提出について

持参・郵送のどちらでも受付します。

- 持参にて申請していただく場合  
京田辺市役所介護保険課(6番窓口)  
平日 8:30~12:00 / 13:00~17:15
- 居宅介護支援事業所などにて申請していただく場合  
(代行申請)  
申請手続きを、居宅介護支援事業所や京田辺市地域包括支援  
センターあんあんなどで代行して申請することもできます  
ので、ご相談ください。
- 郵送にて申請していただく場合  
以下の住所に郵送してください。  
〒610-0393 京都府京田辺市田辺80  
京田辺市役所介護保険課



(広告)

いつでも笑顔と真心のお付き合い  
全国の病院・医院 処方せん取扱い

**きはら薬局**

開局時間 月 火 水 木 金 土 日・祝  
9:00~19:00 ●●●●●▲×

※土曜日は14:00まで

TEL 0774-62-0227  
FAX 0774-62-2876

開局時連絡先 090-7344-9849  
京田辺市三山木中央一丁目5番地2

---

**きはら薬局 花住坂店**

開局時間 月 火 水 木 金 土 日・祝  
9:00~19:00 ●●●●●▲×

※土曜日は14:00まで

TEL 0774-63-6633  
FAX 0774-63-6665

京田辺市花住坂1丁目15-1 ピュア花住B棟101号

義肢・装具・靴・その他  
医療福祉機器の開発 製造 販売

お客様のニーズにあわせて型どりから完成までを  
担当が一貫生産でオーダーメイド品をご提供  
させていただいております。  
特に足底装具や靴型装具では最新の測定機器を  
用いて、より適切な製品を生産することができます。

**株式会社 P.O.ラボ**

〒610-0342 京田辺市松井山川11-7  
TEL:0774-62-9566 FAX:0774-62-9667  
E-mail:info@po-labo.com

●●内科●●  
**ちゅうしょクリニック**  
院長 中所 英樹

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前診 9:30~12:30	●	●	●	●	★	●
午後診 16:30~19:30	●	★	●	-	●	-

休診:木曜日午後、土曜日午後、日曜日、祝日 ★:心療内科・子育て相談は、完全予約制です。

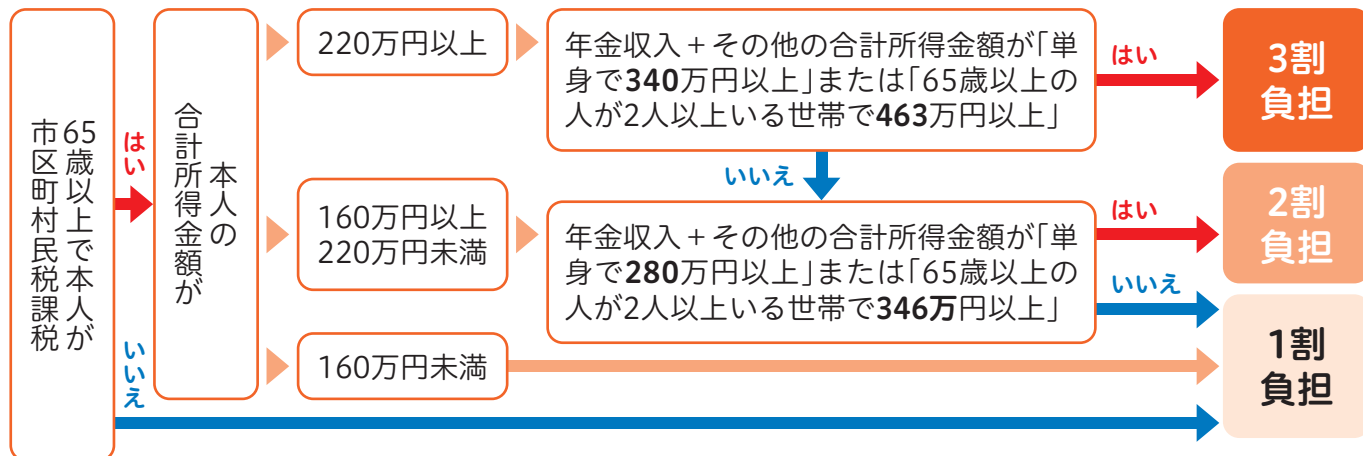
京田辺市山手西2丁目2-10 日東センタービル2F  
☎0774-68-1002  
<https://chusho-clinic.com/> P有



# 利用者負担

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用の1割～3割をサービス事業者に支払います。

## <利用者負担割合の判定基準>



※40歳から64歳までの人は、所得にかかわらず1割負担です。

### 介護保険負担割合証が発行されます。

要介護認定を受けた人に、利用者負担の割合(1割～3割)が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。有効期間は、1年間(8月～翌年7月)です。介護保険のサービスを受けるときは、被保険者証とともに介護保険負担割合証をサービス事業者に提示してください。

## 在宅サービスの費用について

### 1か月の在宅サービスの支給限度額

区分	要介護状態区分	区分支給限度額(1か月)
予防給付 (介護予防サービス)	要支援1	50,320円
	要支援2	105,310円
介護給付 (介護サービス)	要介護1	167,650円
	要介護2	197,050円
	要介護3	270,480円
	要介護4	309,380円
	要介護5	362,170円

在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額(支給限度額)が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは利用者負担は1割～3割ですが、上限額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

利用者負担が高額になった時の軽減制度もあります。(P22参照)

※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります。

# 居宅介護支援

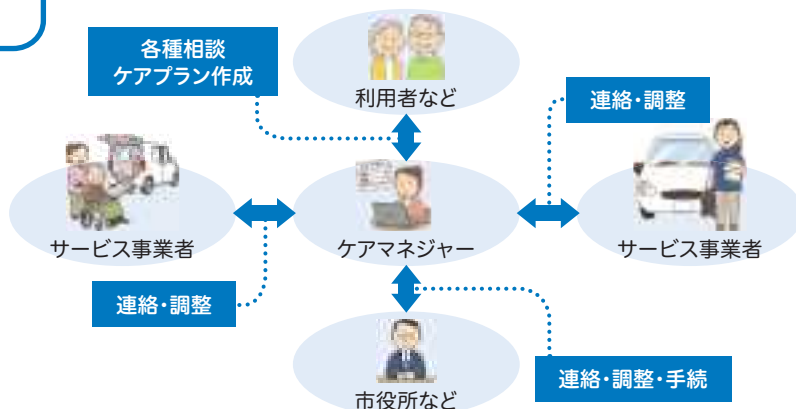
要介護1～5

介護予防支援 要支援1・2

要介護(要支援)認定を受けた人が、介護保険のサービスを利用できるようにケアプランを作成するほか、サービス事業者との連絡調整、各種情報の提供などを行います。

## サービスの内容

- ケアプランの作成
- 在宅サービス事業者との連絡調整
- 介護保険のサービス内容に関する情報提供
- その他、介護に関する相談



相談料やケアプランの作成料などの自己負担はありません。

## ■ ケアマネジャーとは？

.....

要介護(要支援)の状態にある高齢者などやその家族の相談に応じ、その心身の状況に応じた適切な介護サービスが利用できるよう介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、介護サービス事業者や介護保険施設などと連絡・調整を行う専門職です。

また、介護に関する相談などもしていただけますので、お気軽にご連絡ください。

(広告)

お気軽にご相談ください

**SSO** 一般社団法人  
**せがわ社会福祉士事務所**  
 Segawa Social workers Office  
 地域の皆様と歩んでいきます

京田辺市大住ヶ丘3丁目7-4  
 居宅介護支援事業所  
**みねケアプランセンター**  
 TEL・FAX 0774-77-8222





# 訪問介護（ホームヘルプ）

要介護1～5

訪問型サービス（総合事業）

要支援1・2

ホームヘルパーが居宅を訪問し、居宅で入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。

※要支援1・2の人は、「介護予防・日常生活支援総合事業（P28参照）の訪問型サービス」を利用できます。



## サービスの内容

### ●身体介護

- 食事や入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱や体位変換
- 洗髪、つめ切り、身体の清拭<sup>せいしき</sup>など

### ●生活援助

- 食事の用意、衣類の洗濯や補修、掃除、買い物
- 主治医や看護師、薬剤師など関係機関との連絡など

※介護予防訪問介護では「身体介護」と「生活援助」の区分はありません。

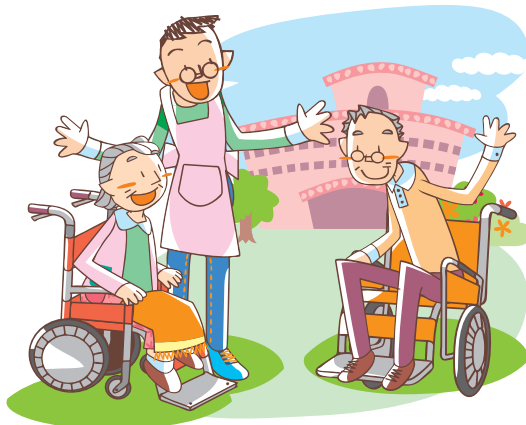
### ●相談や助言

- 生活上の不安や介護に関する相談など

### ●通院時の乗車・降車等の介助

- 通院などの際の、乗車・降車の介助及び乗車前・降車後の移動の介助

※要支援の人は利用できません。また、移送にかかる費用は別途自己負担となります。



〈広告〉

わたしたちは、自分らしく生活できる地域づくりのお手伝いをしたいと考えています。

“地域に愛されるサービスを”をモットーとし、訪問介護などのサービスでご利用者様だけでなく、ご家族の方や地域の方々を笑顔にしたいと考えております。

(介護) 2671400402

**アイケア 裕**

〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台4丁目5番19号  
☎090-6732-5201 FAX: 0774-93-5206

アイケア 裕 検索

アイケア裕では現在、一緒に働く仲間を募集しております。

## 訪問入浴介護

要介護 1～5

### 介護予防訪問入浴介護

要支援 1・2

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護が受けられます。(要支援の人は、居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限られます。)

### サービスの内容

- 看護師などによる健康チェック
- 入浴、洗髪、<sup>せいしき</sup>清拭の介助など

## 訪問看護

要介護 1～5

### 介護予防訪問看護

要支援 1・2

疾患などを抱えている人に、看護師などが居宅を訪問して、療養上の(要支援の人には、介護予防を目的とした)支援や診療の補助を行います。

### サービスの内容

- 健康観察(血圧・脈拍など)
- 床ずれの予防や処置
- 機能訓練
- 経管栄養のチューブや尿の管、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療処置
- ターミナルケア(終末期医療)

(広告)



点滴、注射などの医療行為

体温血圧、体のチェック



体の清潔援助(入浴・清拭)

ひとりで悩んでいませんか?

24時間対応



介護相談



リハビリ(食べる・話す・歩く)

介護を受けられる方、介護される方の負担や不安、ストレスを軽減し、安心してお家で療養生活を送って頂けるよう一緒に考えましょう。

**利用者様の伴走者となり  
一緒にのペースで歩む**

訪問看護  
ステーション **樹** で  
できること



床ずれ予防と手入れ



がん・老衰終末期の支援



認知症の対応・相談

**訪問看護ステーション 樹** いづき

TEL:075-983-5511  
FAX:075-950-1161  
〒614-8051 八幡市八幡山田31番地3  
訪問看護ステーション樹 八幡市   
受付時間 9:00～17:30※土日祝休み

# 訪問リハビリテーション

要介護1～5

## 介護予防訪問リハビリテーション

要支援1・2

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士の訪問による医師の指示に基づくリハビリテーションが受けられます。(要支援の人は、訓練が必要な場合に限られます。)

### サービスの内容

- 手芸、工芸などによる手先の訓練、作業補装具の利用による機能訓練(作業療法)
- マッサージ、運動、入浴などによる機能訓練(理学療法)など

# 通所リハビリテーション(デイケア)

要介護1～5

## 介護予防通所リハビリテーション

要支援1・2

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションが受けられます。(介護予防通所リハビリテーションでは、その他、その人の目的に合わせた選択的サービス(運動器の機能向上、栄養改善、<sup>こうくう</sup>口腔機能の向上)が日帰りで受けられます。)

### サービスの内容

- リフトバスなどによる送迎
- 医師の指示に基づく、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練
- 食事の提供や入浴の介助  
※食事については別途自己負担があります。
- レクリエーションなど高齢者同士の交流など

(広告)

～あなたの生活と笑顔を守る～  
訪問介護  
ケアサポートまもり



- 介護福祉サービス**  
・介護保険で利用できるサービス。身体介護、(食事介助・入浴介助・排泄介助など)生活援助。(買い物・調理・掃除・洗濯など)
- 障害福祉サービス**  
・居宅介護(身体介護・家事援助)・重度訪問介護・行動援護・同行援護・通院等介助。
- 自費サービス**  
・介護保険の「サービス提供時間」「サービス内容」の制約がない。介護保険では「できないこと」に対応するサービスです。基本料金1時間5,000円(消費税込み)

**ケアサポートまもり**  
京田辺市草内禪定寺18-32  
TEL.0774-39-8716  
FAX.0774-34-0482

YouTube  
ゆりねのうた  
まもりのうた

心と体をつなぐ訪問看護  
ホームナースィングゆりね

私達看護スタッフがご自宅や施設へお伺いさせていただきます。



京田辺市草内禪定寺18-32  
TEL.0774-34-0481 FAX.0774-34-0482





# 通所介護(デイサービス)

要介護1~5

## 通所型サービス(総合事業) 要支援1・2

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援が日帰りで受けられます。

※要支援1・2の人は、「介護予防・日常生活支援総合事業(P28参照)の通所型サービス」を利用できます。

### サービスの内容

- リフトバスなどによる送迎
- 看護師や保健師などによる健康チェックや日常動作訓練
- 入浴や食事の提供  
※食費については別途自己負担があります。
- レクリエーションなど高齢者同士の交流など

(広告)



**通所リハビリテーション  
デイケアかんなび**  
寺島クリニック2F  
☎ 64-7620



**デイサービス  
せいかの郷**  
精華町祝園西1-10-15  
☎ 98-3400

あなたとのふれあいを大切に…  
地域に根ざした「医療・介護」を届けます

リハビリ機械も特殊なマシンや筋肉量も測定できる体組成計など多数取り揃え、運動・作業療法に取り組んでいます!!  
■サービス提供時間:9:30~15:30

日常生活における問題点をすばやくキャッチし、経験豊富な理学療法士や作業療法士が貴方のお宅まで訪問させていただきます!!



**訪問リハビリ**  
寺島クリニックに併設  
☎ 64-7620

**かんなび  
せいかの郷**  
1日体験受付中!!  
(送迎付)  
お気軽にご利用下さい。

消化器内科・肛門外科・リハビリテーション科  
医療法人 翔隆会 寺島クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM9:00~PM12:30	○	手術	○	○	○	○
PM5:00~PM 7:30	○	△	○	○	○	△

■休日/日・祝/火曜、土曜午後  
■往診・急患相談に応じます ■駐車場有  
京田辺市河原御影30-40 近鉄 新田辺駅  
☎ 63-2334 東口より徒歩2分



(広告)

## 医療法人 長尾台診療所 デイケアセンター・居宅介護支援センター

「一日一笑」をモットーに、  
地域のみなさまと歩み続けます。

明るく楽しく 健やかに

営業時間 月 火 水 木 金 土 日 祝  
8:30~17:00 ● ● ● ● ● × ●  
休館日 / 日曜日、年末年始(12/31~1/3)

送迎もしております お試しのご利用も可能です



TEL 072-800-1580 FAX 072-897-0082

大阪府枚方市長尾台2-1-26 (スーパー・アカシヤ長尾店南側) 長尾台診療所 検索

# 短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護

要介護1~5

介護予防短期入所生活介護  
介護予防短期入所療養介護

要支援1・2

介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練(要支援の人は、介護予防などを目的としたもの)などが受けられます。

## サービスの内容

- 食事、入浴、排せつの介助  
※食費、滞在費については、別途自己負担があります。
- 看護師などによる機能訓練

- 理学療法士などによる機能訓練
- 医師の診療  
(短期入所療養介護の場合)



## ショートステイを利用するときの注意点

ショートステイはあくまでも在宅生活を継続していくために利用するサービスです。利用するには、下記の点に注意しましょう。

- ショートステイを連続して利用できる日数は30日までとなります。
- 連続して30日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は要介護認定などの有効期間のおおむね半数を超えないことを目安としています。

〈広告〉



医療法人 栄仁会

## メンタルケア新田辺

京田辺市河原受田46-1

### 2F◎ 訪問看護ステーション 京たなべ(認知症・精神疾患など医療、介護援助の訪問看護)

病気や障害を持ちながら、住み慣れたまちで安心して暮らしたいという皆様の願いにお応えできるよう関係機関と連携を図り質の高いサービス提供を目指しています

TEL (0774) 68-4086 担当:脇田

### 1F◎ デイサービスでんでんむし(認知症対応型通所介護施設)

生活に障害があってもその人らしく、生き生きと生活できるように温かく楽しくご利用頂き、また毎日の介護に奮闘されている方々にとって安心して頂けるデイサービスを目指しています

TEL (0774) 64-8205 担当:笠原

※主治医・担当ケアマネジャーとご相談の上、事業所までご連絡下さい。



# 居宅療養管理指導

要介護1～5

## 介護予防居宅療養管理指導

要支援1・2

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の(要支援の人は、介護予防などを目的とした)管理や、指導を行います。

### サービスの内容

- 医師による療養上の管理や指導
- 家族に対する看護方法の指導
- 歯科医師による管理や指導
- 薬剤師による服薬の管理や指導など



#### 回数目安

医師	月2回まで
歯科医師	月2回まで
病院又は診療所の薬剤師	月2回まで
薬局の薬剤師	月4回まで
管理栄養士	月2回まで
歯科衛生士	月4回まで

(広告)

新田辺駅北へ徒歩7分  
 歯科・歯科口腔外科  
**岡崎歯科医院**

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前9:00～12:30	○	○	○	○	○	○
午後2:30～5:00	○	○	○	○	○	×

休診日 日曜日、祝日、土曜日午後

**☎62-4525**  
 京田辺市河原平田8-18

どのような事でもお気軽に  
 ご相談下さい。  
**かみむら歯科医院**

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:30	●	●	●	●	●	●
14:30～19:00	●	●	●	●	●	/

休診日 土曜午後・日曜・祝日

八幡市内里南ノ口 32-1  
 駐車場有り

**☎075-982-2227**

胃腸内科・内科  
 医療法人  
**新田クリニック**  
 Nitta Clinic, (Internal medicine, gastrointestine)

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:00 診察・胃内視鏡	○	○	/	○	○	○
13:00～15:30 胃・大腸内視鏡	○	/	/	○	○	○
17:00～19:30 診察	○	○	/	○	○	/

休診日：土曜午後、水曜、日曜、祝日

京田辺市山手東1丁目6-2  
 ハチセンビル2号館1階  
**TEL:0774-62-1120**  
<http://kyoto-n-clinic.com/>



## 在宅で療養管理のお手伝いをします。

### 医師または 歯科医師が 行うサービス

- 医学的な管理を踏まえたサービス計画を作成するためのアドバイスをします。また、サービスを利用する上での注意点や指導を行います。
- 利用者の療養上の疑問などに必要なアドバイスをします。

### 薬剤師が 行うサービス

- 医師または歯科医師の指示に基づいて、家庭を訪問し、薬学的な管理を踏まえた指導計画を作ります。
- 利用者が特別な薬剤(疼痛緩和のための薬)を服用する場合、その使用に関する必要な管理指導を行います。
- 利用者が希望する療養上の疑問などに必要なアドバイスをします。

### 管理栄養士が 行うサービス

- 医師の指示に基づいて、特別食を必要とする利用者に対して家庭を訪問し、具体的な献立を提案します。または実際にその献立に基づいた料理を作ります。
- 利用者が希望する療養上の疑問などに必要なアドバイスをします。

### 歯科衛生士などが 行うサービス

- 歯科医師の指示に基づいて、家庭を訪問し、療養上の口腔または義歯の清掃指導、清掃をします。
- 利用者が希望する療養上の疑問などに必要なアドバイスをします。

## 医療保険からのサービスは利用できません。

介護サービスの居宅療養管理指導を利用する人は、医療保険からの同様のサービス(訪問薬剤管理指導、訪問栄養食事指導など)は受けられません。ただし、居宅療養管理指導に該当しない医療保険による診療は、保険給付が受けられます。

# 特定施設入居者生活介護

要介護1～5

## 介護予防特定施設入居者生活介護 要支援1・2

有料老人ホームなどに入居している人が、日常生活上の(要支援の人は、介護予防などを目的とした)支援や介護が受けられます。

### サービスの内容

- 食事、入浴、排せつの介助
- 日常生活の世話
- 機能訓練など

# 福祉用具貸与

要介護1～5

## 介護予防福祉用具貸与 要支援1・2

日常生活の自立を助けるための福祉用具などの貸出しが受けられます。

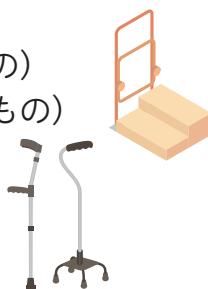
### ●福祉用具貸与の対象品目

◆:要支援1・2及び要介護1の人の対象用具      ●:要介護2～5の人の対象用具

■:要介護4・5の人の対象用具

※下記◆印以外については、要支援1・2と要介護1の人は原則として保険給付の対象となりません(ただし、必要と認められる場合は、例外的に対象となります)。

- 車いす
- 車いす付属品
- 特殊寝台(電動ベッドなど)
- 特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具(エアマットレスなど)
- 体位変換器
- ◆手すり(工事を伴わないもの)
- ◆スロープ(工事を伴わないもの)
- ◆歩行器
- ◆歩行補助つえ
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト(つり具を除く)
- 自動排泄処理装置



※福祉用具貸与の対象品目によってサービス費用は異なります。

(広告)

明日使える  
075(983)5030

福祉用具は・・・  
1にも2にも  
サンてらす!

株式会社サンてらす  
〒614-8001  
京都府八幡市八幡科手30番4  
TEL.075(983)5030  
営業時間 午前9:00～午後6:00  
定休日 12/31～翌年1/3のみ  
※但し、店舗・受付業務は日曜休業

配送業務は土・日・祝も営業しております  
<http://santeras.com/>

福祉用具のレンタル・販売の  
ご相談お受けします

人と心を大切にする  
株式会社フロンティア  
〈京田辺営業所〉京田辺市新西沢12-3リアネスビル1階  
☎0774-64-6721

介護付有料老人ホーム  
(一般型特定施設入居者生活介護)      さん      ゆう

サンライフ三友

特定施設入居者生活介護事業所:指定  
介護予防特定施設入居者生活介護事業所:指定

指定事業所番号 京都府 2673200099 事業主体 有限会社加藤  
居住の権利形態/利用権方式      利用料支払い方式/選択方式  
入居時の要件/入居時自立、要支援、要介護      介護居室区分/全室個室  
介護保険/京都府指定介護保険特定施設、京都府指定介護予防特定施設  
介護にかかわる職員体制/2:1以上

運営方針  
明るく・楽しく・家庭的に  
TEL/FAX 0774-65-3343  
京田辺市新山垣外86-1      定員20名

# 特定福祉用具購入費の支給 (福祉用具販売)

要介護1～5

## 特定介護予防福祉用具購入費支給 要支援1・2

入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費の支給が受けられます。

### ●特定福祉用具購入費の支給対象品目

1. 腰掛便座
2. 自動排泄処理装置の交換可能部品
3. 入浴補助用具
  - ①入浴用いす
  - ②浴槽用手すり
  - ③浴槽内いす
  - ④入浴台
  - ⑤浴室内すのこ
  - ⑥浴槽内すのこ
  - ⑦入浴用介助ベルト
4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具部分
6. 排泄予測支援機器

※対象となる福祉用具を購入した場合、同一年度で10万円まで申請できます。  
※原則として、同一品目の福祉用具の購入はできません。

### 福祉用具は指定された事業者で購入しましょう。

都道府県知事の指定を受けた事業所で販売されている特定福祉用具を購入した場合に限り、福祉用具購入費が支給されます。

**別途申請が必要です**

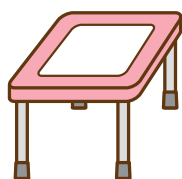
#### 必要な書類

- 福祉用具購入費支給申請書
- 購入時の領収書原本
- 購入した福祉用具のパフレット  
(コピーでも結構です。)
- 福祉用具購入費理由書

### ■福祉用具購入費受領委任払いについて

利用者が、福祉用具購入費の1割～3割分を指定販売事業者を支払い、残りの給付金の受領を販売事業者に委任する方法です。

受領委任払いの取扱いをしていない販売事業者もありますので、直接ご確認ください。





# 住宅改修費支給

要介護1～5

## 介護予防住宅改修費支給

要支援1・2

手すりの取り付けや段差解消など生活環境を整えるための改修をする際、住宅改修費を支給します。

### ●住宅改修費支給の対象となる工事

- ①廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すり設置
- ②段差解消
- ③滑り防止などのための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取替え
- ⑥①～⑤の改修に伴って必要となる工事



※対象となる工事をする場合、要介護(要支援)者一人当たり20万円まで申請できます。  
 ※被保険者証に記載されている住所地に居住している人が対象となります。  
 ※要介護(要支援)認定を受けていない方でも、住まいを改善する補助制度がございます。  
 (P26参照)

〈広告〉

直接施工だから高品質!

**和瓦専門職人の屋根リフォーム**

洋瓦から和瓦まで経験豊富なスタッフがすぐ点検・アドバイス・見積もりします。お気軽ください。

**株式会社 トモ瓦店**

<p><b>雨漏り調査・修理</b></p> <p>急な雨漏りの応急処置から、定期的な調査まで迅速に承ります。</p>	<p><b>地震対策に屋根軽量化</b></p> <p>軽量瓦や、ガルバリウム鋼板への葺き替えで、地震に強い屋根にリフォームしませんか?</p>
-------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------

京都府京田辺市大住関屋31-4  
 TEL0774-64-7072 FAX0774-64-7073

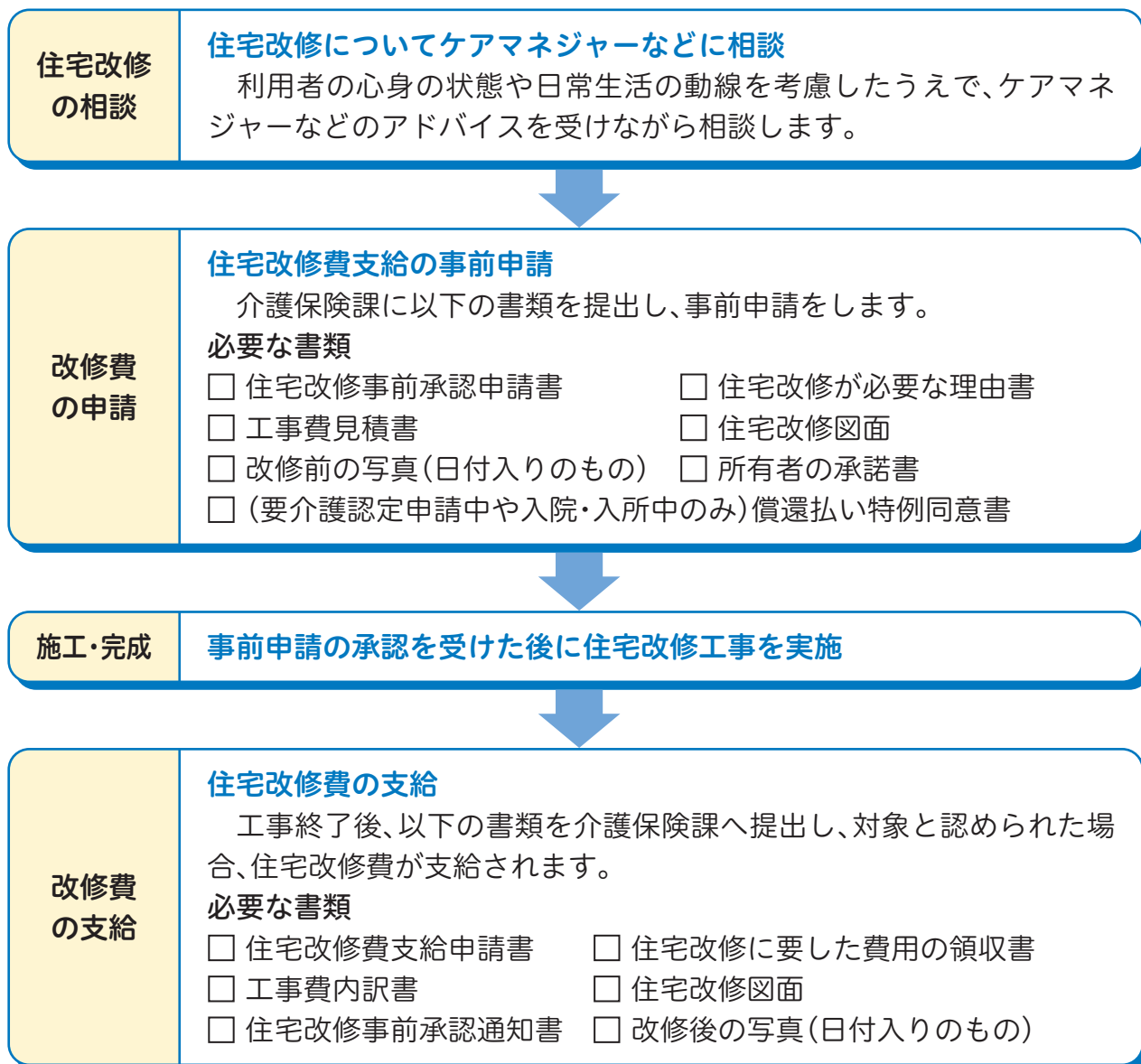
京田辺市 トモ瓦店



## 改修前に申請が必要です。

住宅改修費の支給を受ける際は、工事を始める前にあらかじめ介護保険課に申請書を提出し、審査を受ける必要があります。詳しくは介護保険課(☎64-1373)までお問い合わせください。

### 手順の簡単な流れ



### ■ 住宅改修費受領委任払いについて

利用者が、住宅改修費の1割～3割分を改修業者に支払い、残りの給付金の受領を改修業者に委任する方法です。

受領委任払いの取扱いをしていない改修業者もありますので、直接ご確認ください。

## 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

要介護1～5

在宅での生活や介護を受けることが困難な人が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所して、入浴や排せつ、食事など日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

※介護老人福祉施設への新規入所は、要介護3以上の人に限られます。ただし、やむを得ない事情があれば例外として新規入所が認められる場合があります。

## 介護老人保健施設

要介護1～5

病状が安定している人が、在宅での生活復帰を目指し、必要な医療や機能訓練、疾病後の自立への援助などを受けられます。医療と福祉を併せ持った施設です。

### サービスの内容

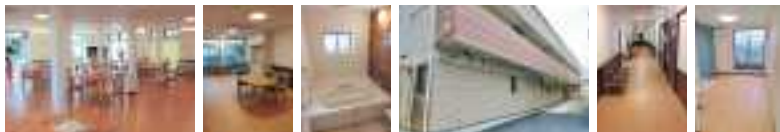
- 食事、入浴、排せつの介助
- 機能訓練や生活訓練などの必要な医療
- その他、医学的な管理下での介護など



(広告)



病気や障害を持った方が、住み慣れた地域でその人らしく暮らせるように、介護・看護スタッフがご家庭を訪問し、主治医の指示や連携により介護・看護ケアを行います。必要によっては、地域の関係機関や医療機関など、他職種とも連携しながら在宅での療養を支援させていただきます。



豊富な経験を持つ介護・看護スタッフが定期的に訪問

地域の関係機関との連携による質の高いサービス

ご本人やご家族の気持ちに寄り添う介護・看護



サービス付き高齢者向け住宅  
あじさいのもり 京田辺

☎0774-64-7080

〒610-0311 京田辺市草内西垣内10番地



# 介護療養型医療施設

要介護1～5

病状が安定しているものの長期療養が必要な人が、介護保険の適用により、介護を重点的に人員など配置された病院に入院し、療養上の管理や必要な機能訓練が受けられます。

## サービスの内容

- 療養上の管理
- 医学的管理下による介護
- 機能訓練など必要な医療など

# 介護医療院

要介護1～5

長期療養が必要な人が、入浴や排せつ、食事など日常生活上の支援や療養上の管理、機能訓練が受けられます。医療と生活施設の機能を併せ持った施設です。

## サービスの内容

- 食事、入浴、排せつの介助
- 療養上の管理
- 医学的管理下による介護
- 機能訓練など必要な医療など

## ■介護相談員について

.....

京田辺市では、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに「介護相談員」を派遣しています。月2回程度、介護相談員が施設を訪問して、利用している介護サービスに関する相談に応じています。介護サービスへの要望・希望や疑問など、利用者と施設や行政との間の橋渡し役として問題解決に向けた手助けをします。相談員が訪問の際には気軽に声をおかけください。



## 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 要介護1～5

### 介護予防認知症対応型共同生活介護 要支援2

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、介護スタッフによる食事や入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練を、家庭的な環境のもとで受けることができます。(要支援1の人は利用できません。)

※入所中は、訪問系のサービスは介護保険では受けられません。

#### サービスの内容

- 介護スタッフの援助のもとでの日常生活
- 食事、入浴、排せつの介助
- 機能訓練やレクリエーション

## 認知症対応型通所介護 要介護1～5

### 介護予防認知症対応型通所介護 要支援1・2

認知症の高齢者を対象に、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援などが日帰りで受けられます。

#### サービスの内容

- リフトバスなどによる送迎
- 看護師などによる健康チェックや日常生活動作訓練

- 食事の提供や入浴の介助  
※食費については別途自己負担があります。
- レクリエーションなど高齢者同士の交流など

### ■ 認知症の原因と症状について

認知症の原因の代表的なものに、以下のものがあります。

「アルツハイマー型」は、脳神経細胞が極端に減少し、脳が委縮して起こるもので、認知症に加えて人格の変化や精神症状を伴い、病状は比較的穏やかです。

「レビー小体型」の認知症は、大脳皮質などに、レビー小体という異常なタンパク質が出現することで起こります。認知症以外にもさまざまな症状がみられ、ぼんやりとしている時としていない時がある、見えないはずのものが見える(幻視)、パーキンソン症状などがあります。

「脳血管型」の認知症は、脳卒中の後遺症として起こる場合や、小さい脳梗塞によって徐々に出現するものがあります。物事の内容により認知症の程度が異なったり、感情のコントロールができなくなる感情失禁などがあります。

その他、疾病や大きな環境の変化、薬の副作用で出現する場合もあります。いずれの場合も、初期の段階で専門医の診察や検査が大切です。

# 小規模多機能型居宅介護

要介護1～5

## 介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援1・2

京田辺市にお住みの方で、住み慣れた自宅や地域において在宅生活を継続することができるように、「通い」(デイサービス)を中心に、「訪問」(ホームヘルプ)と「泊まり」(ショートステイ)を組み合わせる利用することができます。

### サービスの内容

#### ● 通い(デイサービス)

リフトバスなどによる送迎、入浴や食事の提供、レクリエーションなど高齢者同士の交流など

#### ● 訪問(ホームヘルプ)

自宅にて入浴、排せつの介助などの身体介護や調理、掃除などの生活援助など

#### ● 泊まり(ショートステイ)

通いと同じ場所で同じスタッフの見守りによる滞在など  
※食費・宿泊費については別途自己負担があります。

# 地域密着型通所介護

要介護1～5

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援などが日帰りで受けられます。

### サービスの内容

#### ● リフトバスなどによる送迎

● 看護師や保健師などによる健康チェックや日常生活動作訓練

#### ● 食事の提供や入浴の介助

※食費については別途自己負担があります。

● レクリエーションなど高齢者同士の交流など

〈広告〉

小規模多機能型介護施設  
ぽんぽこ

“一人ひとりの距離が近い”  
笑顔あふれる施設

八幡市男山指月15-9

TEL.075-983-7765 FAX.075-983-7769



## 介護保険サービス利用者負担の軽減があります。

介護保険サービス利用の上で、低所得の人に配慮した負担軽減制度や、自己負担額が高額にならないような制度があります。

## 高額介護サービス費支給

介護保険適用分の利用者負担額が月額上限を超えた場合、その超えた分を高額介護サービス費として支給します。

利用者負担段階区分	利用者負担額の月額上限	
生活保護受給者	個人	15,000円
市町村民税非課税世帯で、前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下など	個人	15,000円
	世帯	24,600円
市町村民税非課税世帯で、上記以外の人	世帯	24,600円
市町村民税課税世帯～課税所得380万円(年収約770万円)未満の所得者の世帯の人	世帯	44,400円
市町村民税課税世帯で、課税所得380万円(年収約770万円)以上～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の所得者のいる世帯の人	世帯	93,000円
市町村民税課税世帯で、課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の所得者のいる世帯の人	世帯	140,100円

### 対象となる費用・主な支給要件

#### 対象となる利用者負担

- ① 居宅介護サービス費にかかる利用者負担  
(介護保険給付以外のサービスや福祉用具購入費・住宅改修費は含みません。)
- ② 施設介護サービス費にかかる利用者負担  
(介護保険給付以外のサービスや食費・居住費は含みません。)

#### 主な支給の要件

- 1か月に利用した介護サービスの利用者負担額が上記の金額を超えた場合
- 同一世帯に複数の利用者がある場合は、全員の利用者負担分を合算した額が上記金額を超えた場合

※必要な書類や詳しい手続きについては、介護保険課(☎64-1373)までお問い合わせください。

## 介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担額(※)を年間で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給されます。

(※)医療保険の高額療養費及び介護保険の高額介護サービス費の適用を受けた上での自己負担額のことです。

# 特定入所者介護(予防)サービス費支給

介護保険施設を利用している間の食費・居住費や、ショートステイを利用している間の食費・滞在費の負担が重くなりすぎないように限度額が設けられます。認められると「介護保険負担限度額認定証」をお渡しします。

利用者負担区分	対象となる人		
第1段階	生活保護受給者もしくは市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者		
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税	本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金(遺族年金・障害年金)収入額の合計が年額80万円以下の人	かつ預貯金等の合計が650万円以下、夫婦で1,650万円以下であること
第3段階①		本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金(遺族年金・障害年金)収入額の合計が年額80万円超120万円以下の人	かつ預貯金等の合計が550万円以下、夫婦で1,550万円以下であること
第3段階②		本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金(遺族年金・障害年金)収入額の合計が年額120万円超の人	かつ預貯金等の合計が500万円以下、夫婦で1,500万円以下であること

## ●一日あたりの負担限度額

(単位:円)

利用者負担区分	食費施設	食費短期入所	居住費				
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室
					特養特養ショート	左記以外	
第1段階	300	300	820	490	320	490	0
第2段階	390	600	820	490	420	490	370
第3段階①	650	1,000	1,310	1,310	820	1,310	370
第3段階②	1,360	1,300	1,310	1,310	820	1,310	370

## ●軽減対象となるサービス

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院の食費・居住費ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)の食費・滞在費

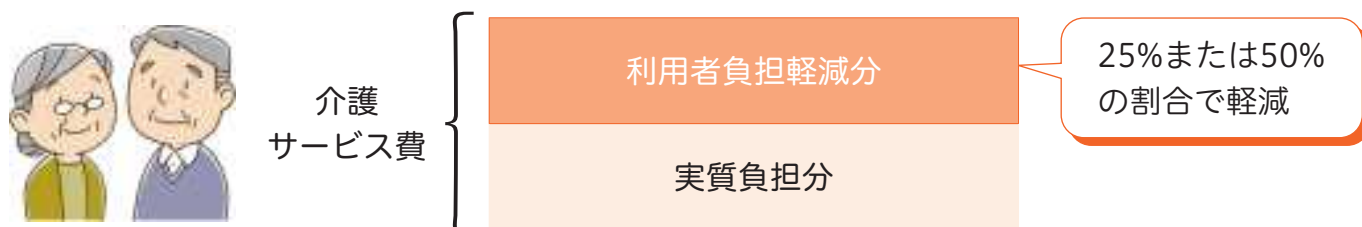
※通所系サービスで提供される食費は対象外です。

※必要な書類や詳しい手続きについては、介護保険課(☎64-1373)までお問い合わせください。

## 低所得者負担軽減

### (社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置)

介護保険のサービスは1割～3割負担で利用いただけますが、低所得の人については、自己負担分の軽減を行います。申請により認められると「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」をお渡しします。



### 対象となる人

#### ●対象要件

市町村民税非課税世帯で以下の要件にすべて該当する人が対象です。

- ①年間収入額が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額以下であること
- ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円加算した額以下であること

- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④負担能力のある親族などに扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

#### ●軽減の内容

区分	軽減割合
生活保護受給者	100%
老齢福祉年金受給者	50%
上記の者以外	25%

### 軽減対象となるサービス

居宅サービス費、施設サービス費、食費、居住費(滞在費)及び宿泊費(食費・居住費などの軽減は、特定入所者介護(予防)サービス費が支給されている場合のみ。生活保護受給者は個室の居住費のみ)

※住宅改修費や福祉用具購入費、日常生活費などの保険給付外分は対象外です。

※必要な書類や詳しい手続きについては、介護保険課(☎64-1373)までお問い合わせください。



## 紙おむつの支給

要介護1～5

要支援1・2

京田辺市独自のサービスとして、「紙おむつ支給サービス」を実施しています。市の指定業者から紙おむつを自宅に配達します。月額3,000円分のおむつを1割～3割の負担でご利用になれます。3,000円を超えた分は全額自己負担になります。

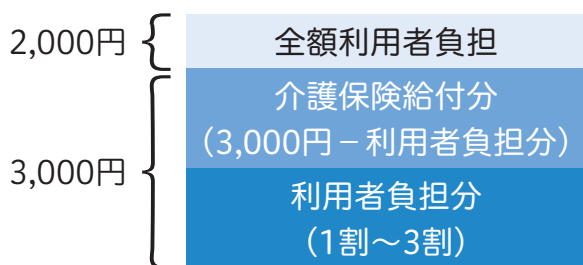
### 対象となる人

#### ●対象要件

要支援1・2、要介護1～5の認定を受けている人

### サービスの内容

- 紙おむつの配送による支給  
【たとえば1か月に5,000円分の紙おむつを利用した場合】



※月額上限3,000円(1割～3割が利用者負担)

#### ■対象とならない人

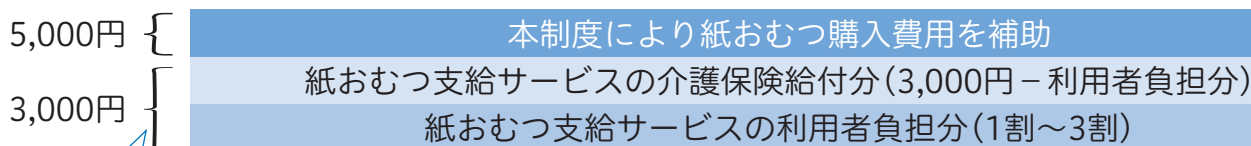
次にあてはまる場合は、紙おむつ支給サービスはご利用いただけません。

- 介護保険施設(P18・19)に入所中の人
- ショートステイ(P11)に入所中の期間
- 生活保護を受けている人
- 医療機関に入院中の人

※介護保険施設に入所された場合や紙おむつ支給事業者を変更される場合などは手続きが必要です。詳しくは介護保険課(☎64-1373)までお問い合わせください。

## 家族介護用品支給事業

在宅の要介護者及び要介護者を介護している家族の介護用品購入費用の一部を補助します。  
【紙おむつ支給サービスとの併用で8,000円分のおむつを利用した場合】



紙おむつ支給サービスでまかなえない分を月額5,000円を限度に補助します。

### 対象となる人

下記の3つの要件をすべて満たす要介護者及び要介護者を介護している家族

- ①紙おむつ支給サービスの利用が月額3,000円以上ある
- ②要介護者が要介護4以上で、在宅で介護を受けている
- ③要介護者の世帯全員が市町村民税非課税

### 補助の内容

- 補助金の内容 月額5,000円を上限として、購入にかかった費用を支給します。

- 対象となる家族介護用品 紙おむつ、おむつカバー、使い捨て手袋、清拭剤、介護用おしりふき、ドライシャンプー
- 必要な書類  家族介護用品補助金支給申請書  
 購入にかかった費用の領収書(原本)

※詳しい手続きについては介護保険課(☎64-1373)までお問い合わせください。

# 介護予防安心住まい推進事業費助成金支給事業 高齢者向け居住設備改善費補助金支給事業

在宅の高齢者が安心して生活できるように住まいを改善する費用の一部を補助します。

## 対象となる人・補助率

制度名	介護予防安心住まい推進事業費助成金 支給事業	高齢者向け居住設備改善費補助金 支給事業
条件	日常生活において居住設備改善が必要と認められる(チェックリスト※1に該当がある)、在宅生活を送っている65歳以上の人で、工事前の申請時において介護保険の認定を受けておらず、認定を受けるための申請もしていない人 市町村民税非課税世帯である人	京田辺市税を滞納していない人
補助率	3分の2	2分の1
支給上限額	16万円	10万円

※1 対象者確認用チェックリストについては、高齢者支援課の窓口にて配架しています。

※両制度を合わせて、1つの住宅につき1回までの支給となります。

※支給額の1,000円未満は切捨てます。

### <改修費用22万円の場合の支給例>

#### ● 介護予防安心住まい推進事業費助成金支給事業の場合

22万円に対して、補助率が3分の2で1,000円未満を切り捨てますので、支給額は146,000円となり、74,000円が自己負担となります。

#### ● 高齢者向け居住設備改善費補助金支給事業の場合

22万円に対して、補助率が2分の1で支給上限額が10万円ですので、支給額は10万円となり、12万円が自己負担となります。

#### ● 補助の対象となる工事

- ①廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すり設置
- ②段差解消
- ③滑りの防止などのための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取替え
- ⑥その他①～⑤に伴って必要となる工事



## 必要な書類

### 工事前に…

- 京田辺市介護予防安心住まい推進事業費助成金交付申請書(京田辺市高齢者向け居住設備改善費補助金交付申請書)
- 対象者確認用チェックリスト
- 改善に要する経費の見積書
- 平面図(改善箇所朱書)
- 改善前の現況写真(日付入り)
- 改善の対象となる住宅の所有者の承諾書(対象者と所有者が異なる場合のみ)

### 工事後に…

- 京田辺市介護予防安心住まい推進事業費完了届兼助成金請求書(京田辺市高齢者向け居住設備改善費完了届兼補助金請求書)
- 領収書
- 改善箇所が確認できる平面図(改善後の箇所朱書)
- 改修箇所の写真(日付入り)

## 手続の簡単な流れ

### 書類の提出

申請書、対象者確認用チェックリスト、改善に要する経費の見積書、平面図(改善箇所朱書)、改善前の現況写真(日付入り)、改善の対象となる住宅の所有者の承諾書を高齢者支援課まで提出してください。

※工事内容の相談は、京田辺市地域包括支援センター(あんあん市役所 ☎63-1268、あんあん常磐苑 ☎68-1310、あんあん宝生苑 ☎68-0705)などでお受けします。

### 審査決定・工事開始

高齢者支援課にて、審査を行い工事の決定を行います。決定通知書を受け取ってから、工事を開始してください。審査には3週間ほどかかります。

また、決定後工事内容や金額に変更が生じた場合は、変更申請が必要です。

### 工事完了と支給

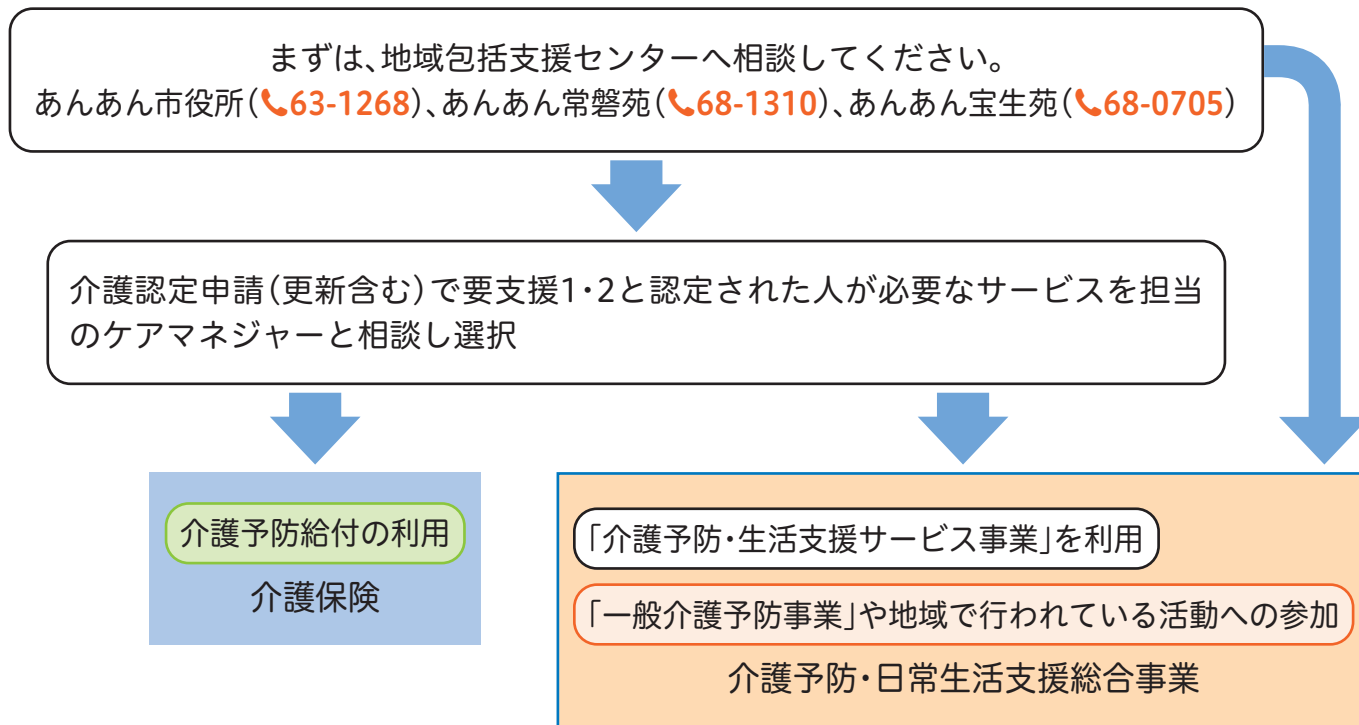
工事が終わりましたら、工事代金の全額を工事業者にお支払いください。その後、工事完了届兼補助金請求書、領収書、改善箇所が確認できる平面図(改善後の箇所朱書)、改善箇所の写真を高齢者支援課まで提出してください。

※登録業者では受領委任払いもできますので、詳しくは直接工事業者に確認してください。



## 介護予防・日常生活支援総合事業について

総合事業では、要支援に認定された人や生活機能の低下がみられる人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上の人利用できる「一般介護予防事業」を行い、みなさんの介護予防と日常生活の自立を支援します。



### <通所型サービス>(要支援1・2の認定を受けた人)

日常生活上の支援や生活機能の維持向上のための体操やレクリエーションなど、その人の目標に合わせた支援が受けられるデイサービスです。

### <訪問型サービス>(要支援1・2の認定を受けた人)

ホームヘルパーや市の研修を終えた従事者などが、生活援助(掃除、洗濯、買い物など)を利用者とともに行ったり、生活の中でできることを増やします。

### <短期集中予防サービス>(要支援1・2の認定を受けた人、非該当の人など)

名称	内容	対象者
通所型サービス (明日楽クラブ)	短期間(3か月程度)運動教室に通い、機能向上を目指すための教室です。 ＊期間:3か月間(最長6か月間) ＊送迎:あり(必要と認められた人のみ 最長3か月間)	介護予防ケアマネジメントにより参加が適切と認められた人
訪問型サービス	専門職による居宅での相談指導など	

# その他の保健・福祉サービス

介護保険以外の保健福祉サービスについては、問い合わせ先にご連絡ください。

制度の名前	内容／対象	問い合わせ先
高齢者いきいきポイント事業	<p><b>内容</b> 介護保険施設などでのボランティア実績に応じてポイントを付与します。ポイントをもとに年間5,000円を上限として交付金を申請できます。</p> <p><b>対象</b> お元気な60歳以上の人(事前講習会の受講が必要です。)</p>	高齢者支援課 ☎63-1307
独居高齢者等24時間安心見守り事業	<p><b>内容</b> 心身の状態から安否確認が必要な人に緊急通報装置を貸し出し、緊急時の連絡手段を確保します。また、定期的に安否確認を実施します。</p> <p><b>対象</b> 電話を保有し、世帯員に市税の滞納がない人で、以下のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 85歳以上で疾病がある人</li> <li>● 75歳以上で疾病があり、自宅と同一の敷地内に65歳未満の人が居住していない人</li> <li>● 65歳以上で発作を誘発する疾病があり、自宅と同一の敷地内に65歳未満の人が居住していない人</li> </ul>	
高齢者生活支援ヘルパー派遣	<p><b>内容</b> 日常生活を営むにあたり支障のある高齢者世帯にホームヘルパーを派遣して家事をお手伝いします。(週2回以内、1回1時間程度)</p> <p><b>対象</b> 65歳以上の独居・高齢者世帯の人(介護保険認定者は対象外)</p>	
日常生活用具給付事業	<p><b>内容</b> 在宅の高齢者が安心して生活を送れるよう、電磁調理器・自動消火器を給付します。</p> <p><b>対象</b> 65歳以上の独居・高齢者世帯の人で、市町村民税非課税世帯の人</p>	
福祉電話貸付事業	<p><b>内容</b> 安否確認や緊急連絡などの手段の確保が必要な人へ電話機を取り付け、工事費・基本使用料・通話料の一部を補助します。</p> <p><b>対象</b> 65歳以上の独居の人で、現に電話を保有していない市町村民税非課税世帯の人</p>	
養護老人ホームの入所	<p><b>内容</b> 環境上の理由や経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者が入所する施設です。(収入により費用負担あり)</p> <p><b>対象</b> 65歳以上の高齢者で、家族からの虐待などにより環境上・経済的理由で、在宅において生活することが困難な人</p>	
家族介護慰労金支給事業	<p><b>内容</b> 在宅の高齢者を介護する家族をねぎらうために慰労金を支給します。(年額100,000円)</p> <p><b>対象</b> 要介護4以上の判定を受けた市町村民税非課税世帯の人で、過去1年間に介護保険のサービスを受けなかった人(住宅改修・福祉用具販売・紙おむつ支給・1週間程の短期入所は除く。)</p>	

制度の名前	内容／対象	問い合わせ先
京田辺SOS ネットワーク 事前登録事業	<p><b>内容</b> 認知症により行方不明になるおそれのある高齢者などを事前に登録することで、早期発見・保護につながります。</p> <p><b>対象</b> 市内在住の65歳以上で認知症により行方不明になるおそれのある高齢者や若年性認知症の診断を受けた人</p>	京田辺市地域包括支援センター あんあん市役所 ☎63-1268 あんあん常磐苑 ☎68-1310 あんあん宝生苑 ☎68-0705
総合相談事業	<p><b>内容</b> 住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな相談をお受けします。</p> <p><b>対象</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内在住の65歳以上の高齢者とその家族</li> <li>40歳から64歳で、特定疾病が原因となって介護が必要な人</li> </ul> </p>	老人福祉センター常磐苑 ☎62-3643 老人福祉センター宝生苑 ☎68-2222
老人福祉センター	<p><b>内容</b> 高齢者が健康で明るい生活を送れるように、交流の場を提供しています。来所の際には、公共交通機関をご利用ください。</p> <p><b>対象</b> 市内在住の60歳以上の人</p>	老人福祉センター常磐苑 ☎62-3643 老人福祉センター宝生苑 ☎68-2222
ふとん丸洗いサービス事業	<p><b>内容</b> 寝たきりなど常時介護の必要な高齢者が使用している寝具について、ふとんの丸洗いを実施します。(年2回まで利用:無料)</p> <p><b>対象</b> 60歳以上で、在宅の寝たきりなどの人</p>	
家族介護教室事業	<p><b>内容</b> 介護に対する正しい知識・技術の習得などの講座を開催しています。</p> <p><b>対象</b> 京田辺市在住で、介護している人や介護に関心のある人</p>	京田辺市社会福祉協議会 ☎68-5005
介護者交流会・リフレッシュ事業	<p><b>内容</b> 高齢者などを介護している介護者のみなさんを対象にリフレッシュや介護者同士の交流の場を提供します。</p> <p><b>対象</b> 京田辺市在住で、要介護者などの介護をしている人</p>	
給食サービス	<p><b>内容</b> 独居の人や高齢者世帯の人へ配食サービスを通じて、安否確認・友愛活動を行います。(月2回:無料)</p> <p><b>対象</b> おおむね70歳以上の独居もしくは介護を要する状態の人がいる高齢者世帯で友愛訪問が必要な人</p>	京田辺市社会福祉協議会 ☎62-2222
ふれあいテレホンサービス事業	<p><b>内容</b> 高齢者の不安の解消と安否確認のために、電話にてお話しする機会を設けます。</p> <p><b>対象</b> おおむね65歳以上の高齢者(独居・昼間独居・高齢者世帯など)、障がいのある人</p>	京田辺市社会福祉協議会 ☎62-2222
福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)	<p><b>内容</b> 福祉サービスを利用するための手続きが、よく分からなかったり、日常的な金銭管理をするのが、一人では不安なお手伝いをします。(相談無料、利用料1時間1,000円。ただし、生活保護、市町村民税非課税世帯は無料)</p> <p><b>対象</b> 認知症・物忘れのある人、知的や精神に障がいのある人。(認知症の診断や療育手帳・精神保健福祉手帳は必要ありません。)</p>	京田辺市社会福祉協議会 ふれあい相談室 ☎62-5447



制度の名前	内容／対象	問い合わせ先
おたっしや応援事業	<p><b>内容</b> 看護師などが高齢者の自立生活を支援するために相談指導や手工芸・レクリエーションなどを実施します。 毎月1回～年に数回 地域の公民館にて実施</p> <p><b>対象</b> 市内在住で、心身機能が低下し、閉じこもりがちな人</p>	京田辺市社会福祉協議会 ☎68-5005 高齢者支援課 ☎63-1307
健康教室	<p><b>内容</b> 各地域の公民館などで、健康寿命の延伸や生活習慣病予防などをテーマとした「健康教室」を行っています。</p> <p><b>対象</b> 市民</p>	
高齢者インフルエンザ予防接種(定期接種)	<p><b>内容</b> 重症化しやすいインフルエンザ予防のために、ワクチンを公費にて接種します。詳細は各戸配布広報(10月)を確認してください。 一部負担金 1,500円 生活保護・市町村民税非課税世帯などは無料</p> <p><b>対象</b> 65歳以上の人、60歳以上65歳未満で一定の障がいのある人(心臓・腎臓・呼吸器機能障害などで身体障害者手帳1級相当の人)</p>	
高齢者用肺炎球菌ワクチン接種(定期・任意接種)	<p><b>内容</b> 高齢者の肺炎の約半数を占めている「肺炎球菌による肺炎」を予防するため、接種費用の一部を助成します。 定期接種 一部負担金 2,500円 生活保護・市町村民税非課税世帯などは無料 任意接種 助成額 4,000円 ※一人1回のみ助成</p> <p><b>対象</b> 定期接種 65、70、75、80、85、90、95、100歳 60歳以上65歳未満で一定の障がいのある人(心臓・腎臓・呼吸器機能障害などで身体障害者手帳1級相当の人) 任意接種 接種日現在、70歳以上の人</p>	健康推進課 ☎64-1335
訪問指導	<p><b>内容</b> 生活習慣病予防などを目的に療養上指導が必要と思われる人に、保健師などが訪問し、専門的な指導・相談を行います。</p> <p><b>対象</b> おおむね40歳以上の人で、療養上指導が必要と思われる人とその家族</p>	
こころの健康相談	<p><b>内容</b> 「老人性うつ」や「気分が落ち込む」など、心の悩みを持つ人を対象に専門医による個別相談を行います。</p> <p><b>対象</b> 市民(本人及びその家族)</p>	
一般健康相談	<p><b>内容</b> 医師・栄養士・保健師などによる個別の健康相談を行います。必要に応じて血圧測定なども実施します。</p> <p><b>対象</b> 市民(本人及びその家族)</p>	

制度の名前	内容／対象	問い合わせ先
はり・きゅう マッサージ 施術費助成事業	<p><b>内容</b> 高齢者の健康保持増進を図るために、はり・きゅう・マッサージの施術費の一部を助成します。(1回2,000円を助成)</p> <p><b>対象</b> 市内在住の65歳以上の高齢者</p>	<p>国保医療課 ☎64-1374</p>
京田辺市 にこにこ収集	<p><b>内容</b> 一人暮らしの高齢者や障がいのある人の在宅生活を支援するため、家庭ごみを収集場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、ごみの戸別収集を行っています。</p> <p><b>対象</b> ホームヘルプサービスを現に利用し、かつ、ごみを収集場所まで持ち出すことが困難で、以下のいずれかに該当する人のみで構成される世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 65歳以上の高齢者で、要介護1以上の認定を受けた人</li> <li>● 身体障害者手帳1級または2級に該当する人</li> <li>● 療育手帳Aに該当する人</li> <li>● 精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人</li> </ul>	<p>清掃衛生課 ☎68-1288</p>

京田辺市

# 介護保険 サービスガイドブック

令和5年4月発行

発行

京田辺市／株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3333(大代表)

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

広告販売

株式会社サイネックス 京都支店

〒615-0022 京都府京都市右京区西院平町25

TEL.075-315-0085

※掲載している広告は、令和5年3月現在の情報です。  
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。